

令和8年4月20日	
資料提供	
担当課	ありだ広域交流協議会事務局 (有田振興局地域づくり部地域づくり課内)
担当者	柏木・久保
電話	0737-64-1286 (直通)

知らないオドロキが色々々々



みかんスタンプラリー・みかん特集リーフレット 協力店舗を募集します！

ありだ広域交流協議会では、「有田みかん」のブランドで知られる、和歌山県有田地域のみかんの認知向上、有田地域への誘客・周遊促進を図るため、みかんをテーマとした下記2事業を実施します。

- (1) みかんスタンプラリー
- (2) みかん特集リーフレット (仮称) の製作

つきましては、下記のとおりご協力いただける店舗を募集します。

記

1 募集内容

有田地域 (有田市、湯浅町、広川町、有田川町) で栽培される柑橘類 (温州みかん等) を用いた商品や体験を提供している有田地域の店舗等
(例: みかんスイーツを提供するカフェ、みかんを販売する土産店、みかん狩りを実施している事業者)

※申込や掲載に費用はかかりません。

2 募集期間

令和8年4月20日 (月) ~ 令和8年5月20日 (水) 17時まで

3 申込条件

別添募集チラシのとおり

4 申込方法

電子申請にて申込みまたは募集チラシ内の参加申込書を事務局あて提出願います。

・電子申請の場合は、下記 URL または2次元コードよりお申込みください。

<https://logofrm.jp/form/WEVN/1533946>



・参加申込書を提出していただく場合は、必要事項を記入し、メール・FAX・郵送にてご提出ください。ご提出いただいた際には、電話にてご一報ください。

5 その他

その他詳細については、別添募集チラシをご確認ください。

みかんスタンプラリー及びみかん特集リーフレット（仮称） 協力店舗の募集について

ありだ広域交流協議会では、「有田みかん」のブランドで知られる、和歌山県有田地域のみかんの認知向上、有田地域への誘客・周遊促進を図るため、みかんをテーマとした下記2事業を実施します。

- (1) みかんスタンプラリー
- (2) みかん特集リーフレット（仮称）の製作

つきましては、下記のとおりご協力いただける店舗を募集します。

1 募集内容

有田地域（有田市、湯浅町、広川町、有田川町）で栽培される柑橘類（温州みかん等）を用いた商品や体験を提供している有田地域の店舗等（以下「対象店舗」という。）（例：みかんスイーツを提供するカフェ、みかんを販売する土産店、みかん狩りを実施している事業者）

※申込や掲載に費用はかかりません。

事業内容や申込条件等については下記をご確認ください。

(1) みかんスタンプラリー

<スタンプラリー実施概要（予定）>

有田地域への来訪者に、有田地域を周遊してもらえるよう、スマートフォンから参加できるデジタルスタンプラリーを実施予定です。スタンプラリーの対象店舗は柑橘類を用いた商品等を提供している店舗とします。スタンプラリー参加者は、対象店舗で商品等を購入後、当事務局で用意する2次元コード等を読み込んでスタンプを獲得し、一定数のスタンプを獲得することにより、プレゼントに応募する権利を得られます。

<参加者への対応について>

・スタンプラリーにかかる掲示物の設置

スタンプラリー参加者がスタンプを獲得するための2次元コードやスタンプラリーの内容が記載されたPOP・チラシ等を事務局で作成予定です。スタンプラリー開始前に掲示物をお渡ししますので、掲示についてご協力をお願いいたします。

・クーポンの付与

クーポンにご協力いただける場合は、スタンプラリー参加画面を掲示した参加者に対し、クーポンの付与をお願いします。クーポン付与の条件や参加画面掲示のタイミングを指定いただくことは可能です。

例：クーポン内容：会計合計額から5%引き

付与条件：2,000円以上注文した場合に限る

参加画面掲示のタイミング：注文時

<実施予定期間>

令和8年9月1日（火）～令和9年1月31日（日）

<申込条件>

※下記6点を満たすこと

- ①飲食店、土産物店、体験施設、温泉・宿泊施設等を営む事業者であり、自社で有田地域に対象店舗を構えている事業者
- ②当スタンプラリー参加者への対応や当スタンプラリーにかかる掲示物の設置が可能な事業者
- ③上記実施予定期間において、1か月以上、有田地域で栽培される柑橘類を用いた商品等を提供している事業者
- ④原則、事業者が写真素材を提供
- ⑤上記④の写真素材の提供が困難である場合は、写真撮影等の取材にご協力いただくとともに、それにかかる経費（※）は事業者が負担
（※）写真撮影に必要な事業者側の人件費、料理や商品に関する費用は、事業者のご負担にてお願いします。
- ⑥各種関係法令等に抵触しないこと

<その他>

申込者多数の場合は対象店舗を当協議会において選定いたします。

※30店舗程度の対象店舗を掲載予定

（2）みかん特集リーフレット（仮称）の製作

当リーフレットは、当協議会における情報発信や県内外施設への設置のほか、観光プロモーションにて活用する予定です（令和8年9月中旬作成予定）。

<申込条件>

※下記2点を満たすこと

- ①通年において、有田地域（有田市、湯浅町、広川町、有田川町）で栽培される柑橘類（温州みかん等）を用いた商品や体験を提供している事業者
なお体験について、みかん狩りなど、期間が限定される体験は通年実施していても申込可能
- ②みかんスタンプラリーの申込条件（②と③は除く）を満たす事業者

<その他>

紙面の都合上、申込者多数の場合は掲載事業者を当協議会において選定いたします。

※20店舗程度の対象店舗を掲載予定

2 申込方法

上記2事業の両方またはいずれかにご協力いただける事業者は、**令和8年5月20日（水）17時まで**に、電子申請にて申込みまたは別紙参加申込書を事務局あて提出願います。

※電子申請の場合は下記 URL または2次元コードよりお申込みください。

<https://logoform.jp/form/WEVN/1533946>



※参加申込書を提出していただく場合は、メール・FAX・郵送又は持参のいずれかの方法でご提出ください。ご提出いただいた際には、電話にてご一報ください。

<注意事項>

- (1)掲載した内容に変更が生じた場合は、速やかに下記の問い合わせ先まで連絡をお願いします。
- (2)申込内容が適切でない場合、掲載することができません。
- (3)その他、掲載が適当でないと当協議会が判断した場合等については、掲載することができません。

<申込・お問い合わせ先>

ありだ広域交流協議会事務局（有田振興局地域づくり課内）担当：柏木・久保

住所：〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1

Mail：arida_kanko@pref.wakayama.lg.jp

TEL：0737-64-1286 FAX：0737-64-1274

【送付先】ありだ広域交流協議会事務局（有田振興局地域づくり課内）柏木あて
メール：arida_kanko@pref.wakayama.lg.jp TEL：0737-64-1286 FAX：0737-64-1274

【みかんスタンプラリー及びみかん特集リーフレット（仮称）参加申込書】

5月20日(水)17時✕

※リーフレットについては、掲載が決まった場合、ご記入いただいた情報が掲載されます。なお、紙面の都合等により編集する場合や、掲載できない場合がございますので、予めご了承ください。

申込事業	ご参加可能な事業に○をつけてください。 両事業に参加可能な場合は両方に○をつけてください。 みかんスタンプラリー ・ みかん特集リーフレット（仮称）	
店舗・施設名	（フリガナ）	
住所・電話番号	（ご住所）〒	
	（電話）	（ファックス）
掲載に関する 連絡先	（ご担当者様氏名）	（ご連絡先）
	（メールアドレス）	
営業時間・定休日	（営業時間）	（定休日）
予約	要 ・ 不要	
駐車場有無・台数	有（ 台） ・ 無	
HP・SNS等	HP ・ Instagram ・ Facebook ・ X ・ その他	
	URL・アカウント名等	
柑橘類を用いた商品や 体験名（3点まで）		
（スタンプラリー申込者のみ） クーポンの付与	可 ・ 不可 可の場合 [クーポン内容： 付与条件や掲示のタイミング：]	
（リーフレット申込者のみ） 掲載希望区分	飲食店 ・ 土産物店 ・ 体験施設 ・ 温泉/宿泊施設 ・ その他	
その他特記事項（あれば記入）		